

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○環境影響評価準備書を作成した件  
○環境影響評価準備書に係る説明会  
を開催する件

三  
三  
三

## 公 告

○都市計画を変更する件

三

## 公 告

公告第二十号

県北都市計画を次のとおり変更する予定であるので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画の種類

都市計画道路

二 都市計画を定める土地の区域

新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島市松川町浅川のうち荒田、赤沼、羽山岳、躑躅森、西赤沼、満仲内、上赤沼、峯道、陣場、崖、町下、向坂、若宮、町頭、入り、西森、高野、西窪及び赤柴の一部の区域

福島市光が丘の一部の区域

福島市平石のうち明石場、牛坂、両日森、山発田、吉治森、町畑、八郎、窟沢、川袋、大縄及び西久保の一部の区域

福島市小田のうち関根、向田、東新田ノ目、西新田ノ目、光谷、並柳及び扇田の一部の区域

福島市大森のうち鳴神、下原田、経塚、南中道、唐橋、西ノ内及び南街道端の一部の区域

三 都市計画の案の縦覧場所

福島県北建設事務所企画管理部企画調査課(福島市杉妻町五番七十五号)及び福島市都市政策部都市計画課(福島市五老内町三番一号)

四 縦覧期間

平成二十三年一月二十八日(金)から同年二月十四日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月十一日(金)を除く。)

五 意見書の提出

県北都市計画を変更する案について、福島市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第二十一号

福島県環境影響評価条例(平成十年福島県条例第六十四号)第十四条第一項及び第四十八条第四項の規定により県北都市計画道路三・一・一〇二号松川北矢野目線(一般国道十三号福島西道路南伸)に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成したので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都道府県の名称 福島県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 都市計画対象事業の名称 県北都市計画道路三・一・一〇二号松川北矢野目線(一般国道十三号福島西道路南伸)

2 種類 一般国道の改築

3 規模 長さ約六・三キロメートル 四車線

三 対象事業実施区域 別紙図面のとおり

四 関係地域の範囲 福島県福島市

五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 福島県土木部都市総室都市計画課(福島市杉妻町二番十六号)、福島県北建設事務所企画管理部企画調査課(福島市杉妻町五番七十五号)、福島市役所都市政策部都市計画課(福島市五老内町三番一号)、福島市役所信夫支所(福島市大森字馬場一番地)及び福島市役所松川支所(福島市松川町字桜内十八番地)

2 縦覧の期間 平成二十三年一月二十八日(金)から同年二月二十八日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月十一日(金)を除く。)

3 縦覧の時間 午前八時三十分から午後五時まで

六 意見書の提出 準備書について環境保全の見地からの意見を持つ者は、その意見を書面により提出することができる。

七 意見書の提出期限、提出先及び提出方法

1 意見書の提出期限 平成二十三年二月二十八日(月)午後五時

- 2 提出先 五の1に掲げる場所に同じ。
- 3 提出方法 書面に住所、氏名及び環境保全の見地からの意見（その意見の理由を含む。）を記入し、縦覧場所に備付けの意見箱に投かんし、又は次に掲げる場所に郵送により提出すること（郵送により提出する場合は、1の意見書の提出期限までに必着のこと。）。

福島県土木部都市総室都市計画課（郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号）

八 問い合わせ先 福島県土木部都市総室都市計画課（電話〇二四―五二―七五〇七）  
（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（都市計画課）

#### 公告第二十二号

福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）第十七条第一項及び第四十八条第四項の規定により県北都市計画道路三・一・一〇二号松川北矢野目線（一般国道十三号福島西道路南伸）に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に係る説明会を次のとおり開催する。

平成二十三年一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都道府県の名称 福島県
- 二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
1 都市計画対象事業の名称 県北都市計画道路三・一・一〇二号松川北矢野目線（一般国道十三号福島西道路南伸）
- 2 種類 一般国道の改築
- 3 規模 長さ約六・三キロメートル 四車線
- 三 対象事業実施区域 別紙図面のとおり
- 四 関係地域の範囲 福島県福島市
- 五 説明会の開催を予定する日時及び場所  
1 日時 平成二十三年二月八日（火）午後六時から
- 2 場所 福島市上町四番二十五号 福島テルサ三階中会議室あづま
- 六 問い合わせ先 福島県土木部都市総室都市計画課（電話〇二四―五二―七五〇七）  
（「別紙図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室都市計画課（福島市杉妻町二番十六号）、福島県北建設事務所企画管理部企画調査課（福島市杉妻町五番七十五号）、福島市役所都市政策部都市計画課（福島市五老内町三番一号）、福島市役所信夫支所（福島市大森字馬場一番地）及び福島市役所松川支所（福島市松川町字桜内十八番地）に備え置いて縦覧に供する。）  
（都市計画課）